



国民健康保険・国民年金

国民健康保険

国民健康保険は、勤務先の健康保険(協会けんぽ、健康保険組合、共済組合など)に加入している方や生活保護を受けている方などを除いて、すべての方が加入しなければなりません。

国民健康保険の届け出

問 **本** 市民課(総合窓口)、国民健康保険課 **↑** 市民係

国民健康保険の加入・脱退などの届け出は、14日以内をお願いします。

	こんなとき	必要なもの
資格取得	市内に引っ越してきたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 住んでいた市区町村で発行された転出証明書
	勤務先の健康保険をやめたとき 被扶養者ではなくなったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務先の健康保険の資格喪失証明書
	こどもが生まれたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険の保険証
	生活保護ではなくなったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 保護廃止決定通知書
	※外国籍の方が加入するときは、上記に加えて在留カード(特別永住者証明書)およびパスポートが必要です。	
資格喪失	市外へ引っ越すとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険の保険証
	勤務先の健康保険に入ったとき (本人および被扶養者)	<input checked="" type="checkbox"/> 今まで使っていた国民健康保険の保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 新しい勤務先の健康保険の保険証
	死亡したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡した方の国民健康保険の保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 葬儀を行った方がわかるもの(喪主の氏名が入った葬儀または火葬の領収書、会葬礼状) <input checked="" type="checkbox"/> 葬儀を行った方の金融機関の口座がわかるもの(通帳、キャッシュカードなど)
	生活保護を受け始めたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険の保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 保護開始決定通知書
	※外国籍の方が脱退するときは、上記に加えて在留カードまたは特別永住者証明書が必要です。	
その他	市内で引っ越したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険の保険証
	世帯分離・合併、世帯主変更、氏名が変わったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険の保険証
	就学のため転出するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険の保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 在学証明書もしくは学生証
	保険証をなくしたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類

※手続きには本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)をご持参ください。

※国民健康保険の資格の異動や保険証等の再交付の際は、マイナンバーカードなどマイナンバー(個人番号)の確認ができるものをご持参ください。

次ページに続く ➡



○ 届け出と同時に受け付けする手続き

こどもが生まれたとき…出産育児一時金(☞P75参照)
死亡したとき…葬祭費(☞P75参照)

国民健康保険の保険証と負担割合

問 本 国民健康保険課 🏠 市民係

医療機関を受診するときは、保険証(マイナ保険証)や認定証等を医療機関等の窓口で提示してください。

区分	自己負担
小学校就学前	自己負担割合…2割
小学校就学後から70歳未満	自己負担割合…3割
70歳以上75歳未満	自己負担割合 一般…2割 現役並み所得者…3割
限度額適用認定証	医療機関窓口での自己負担分の支払いが、高額療養費の自己負担限度額(月額)までとなります。
標準負担額減額認定証 (70歳未満) 限度額適用・標準負担額減額認定証 (70歳以上75歳未満)	入院の際、食事代が減額されます。 入院時の食事代の標準負担額(1食当たり) ●住民税非課税世帯/低所得者Ⅱ 90日まで…210円 過去12か月で90日超…160円 ●低所得者Ⅰ…100円
特定疾病療養受療証	自己負担月額…1万円(70歳未満の人工透析をしている上位所得者は2万円)

国民健康保険税

問 本 国民健康保険課 🏠 市民係

病気やけがの治療にかかる医療費は、病院等の窓口で支払う自己負担分、国・県・市などからの負担金、そして国民健康保険税等でまかなわれています。

国民健康保険税は、収入や人数等に応じて世帯ごとに計算し、世帯主が保険税の納税義務者になります。世帯主が職場の健康保険に加入している場合でも、世帯に1人でも国民健康保険の加入者がいれば納税義務者は世帯主となります。

○ 国民健康保険税の納付方法

普通徴収 納付書や口座振替により、7月から翌年3月までの9期で納めていただきます(☞P72参照)。

特別徴収 世帯主が国民健康保険の加入者であり、世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満かつ世帯主の特別徴収の対象となる公的年金の年額が18万円以上で、介護保険料の特別徴収額との合計額が当該年金額の2分の1を超えない場合は、公的年金からの天引きにより納めていただきます。

- ※世帯主が年度途中で75歳になる場合は対象とはなりません。
- ※申し出により口座振替による納付に変更することができます。



Kuki City
Photogallery



ポピー (コスモスふれあいロード)



藤 (菖蒲神社)

国民健康保険の保険給付

問 本 国民健康保険課 家 市民係

区分	内容
窓口負担	自己負担割合 ● 小学校就学前…2割 ● 小学校就学後から70歳未満…3割 ● 70歳以上75歳未満 一般…2割 現役並み所得者…3割
高額療養費	同じ人が同じ月内に医療機関等に支払った自己負担額が限度額を超えた場合、その超えた額を支給します。
高額介護合算療養費	年間を通じて、医療機関等の受診と介護保険のサービスを利用したときの自己負担額の合計が、限度額を超えたときに支給します。
出産育児一時金	国民健康保険の被保険者が出産したとき…50万円(世帯主に支給) ※産科医療補償制度加入の医療機関等以外で出産した場合は48万8千円 ※出産育児一時金は、原則として国保から医療機関などに直接支払われます(直接支払制度)。
葬祭費	国民健康保険の被保険者が死亡したとき…5万円(葬儀を行った方に支給)
療養費	次のようなものについて、審査・決定された額から自己負担分を除いた額を支給します。 ● 保険証を持たずに治療を受けたとき ● 医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具代 ● 医師が必要と認めたり・きゅう、あんま・マッサージの施術料

後期高齢者医療

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方または65歳以上で一定の障がいがある方が加入する健康保険です。県内の全市町村で構成する埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営しています。市では、保険証の引渡し、各種申請・届出の受け付け、保険料の徴収などの窓口業務を行っています。

後期高齢者医療制度の届け出

問 本 国民健康保険課 家 市民係

届け出は、14日以内をお願いします。

こんなとき	必要なもの
一定の障がいのある方が65歳になったとき	<input checked="" type="checkbox"/> 今まで使っていた国民健康保険や勤務先などの保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 国民年金証書、身体障害者手帳等
65歳を過ぎて一定の障がいのある状態になったとき	
市外へ引っ越すとき	<input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療の保険証
県外から引っ越してきたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 負担区分証明書
市内で引っ越したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療の保険証
生活保護を受け始めたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 後期高齢者医療の保険証、保護開始決定通知書
死亡したとき	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡した方の後期高齢者医療の保険証 <input checked="" type="checkbox"/> 葬儀を行った方の印鑑 <input checked="" type="checkbox"/> 葬儀を行った方がわかるもの(喪主の氏名が入った葬儀または火葬の領収書、会葬礼状) <input checked="" type="checkbox"/> 葬儀を行った方の金融機関の口座がわかるもの(通帳、キャッシュカードなど)
保険証をなくしたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 本人確認書類

※手続きには本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)をご持参ください。

※障害認定の申請を除く後期高齢者医療の資格の異動や保険証等の再交付の際は、マイナンバーカードなどマイナンバー(個人番号)の確認ができるものをご持参ください。



後期高齢者医療制度の保険給付

問 本 国民健康保険課 🏠 市民係

区分	内容
窓口負担	自己負担割合 一般…1割または2割 現役並み所得者…3割
高額療養費	同月内の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合には、限度額を超えた額が支給されます。
高額介護合算療養費	年間を通じて、医療機関等の受診と介護保険のサービスを利用したときの自己負担額の合計が、限度額を超えたときに支給します。
葬祭費	後期高齢者医療制度の被保険者が死亡したとき…5万円(葬儀を行った方に支給)
療養費	次のようなものについて、審査・決定された額から自己負担分を除いた額を支給します。 <ul style="list-style-type: none"> ● 保険証を持たずに治療を受けたとき ● 医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具代 ● 医師が必要と認めたはり・きゅう、あんま・マッサージの施術料



後期高齢者医療保険料

問 本 国民健康保険課 🏠 市民係

○ 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療制度を支える重要な財源です。

病気やけがの治療にかかる医療費は、病院等の窓口で支払う自己負担分、国・県・市町村からの負担金およびほかの医療保険制度からの支援金、そして後期高齢者医療保険料などでまかなわれています。

保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただきます。

なお、保険料賦課等に関する事務は、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行っています。

○ 保険料の納付方法

特別徴収

特別徴収の対象となる公的年金の年額が18万円以上の年金受給者で、介護保険料の特別徴収額との合計額が当該年金額の2分の1を超えない方は、公的年金からの天引きにより納めていただきます。

※申し出により口座振替による納付に変更することができます。

普通徴収

特別徴収とならない方や年度途中で加入した方は、納付書や口座振替により納めていただきます。7月から翌年2月までの8期で納めていただきます。

Kuki City
Photogallery



桜（清久さくら通り）



桜（青毛堀川沿い）

保健事業

問 本 国民健康保険課 市民係

保健事業	内容								
特定健康診査等	40歳以上の国民健康保険の被保険者を対象に、糖尿病をはじめとした生活習慣病予防のため、特定健康診査・特定保健指導を行っています。 また、後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、健康診査を行っています。 対象者には受診券を郵送しますので、指定医療機関で受診してください。								
人間ドック・脳ドック助成	国民健康保険の被保険者および後期高齢者医療制度の被保険者が人間ドック・脳ドックを受診する場合に、どちらか一方について年度中1回に限り、受診費用の一部を助成します。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託医療機関</td> <td>自己負担額10,000円</td> </tr> <tr> <td>指定医療機関</td> <td>限度額28,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の医療機関</td> <td>限度額28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">※国民健康保険税を完納している世帯および後期高齢者医療保険料を完納している方に限ります。</p>	区分	内容	委託医療機関	自己負担額10,000円	指定医療機関	限度額28,000円	その他の医療機関	限度額28,000円
区分	内容								
委託医療機関	自己負担額10,000円								
指定医療機関	限度額28,000円								
その他の医療機関	限度額28,000円								
保養施設	市民の健康の保持増進のために、ホテル・旅館等と保養施設利用契約をしています。国民健康保険および後期高齢者医療制度の被保険者が利用する際は、年度内1泊に限り宿泊費の一部を助成します。 大人…1人1泊3,000円 ども…1人1泊1,500円 ※国民健康保険税を完納している世帯および後期高齢者医療保険料を完納している方に限ります。								
医療費通知	国民健康保険の被保険者に、医療費の状況をお知らせします。								
がん検診助成	国民健康保険の被保険者に、市が実施するがん検診の自己負担額を助成します。								

国民健康保険・国民年金



Kuki City
Photogallery



桜（しらさぎ公園）



桜（見沼代用水沿い）

国民年金

国民年金は、国籍を問わず日本に住んでいる20歳以上(学生を含む)60歳未満の方の全員が加入する制度です。加入者が病気や事故などで障がい者となったときや、受給できる年齢に達したときに受給できます。保険料を納めない期間があると支給されなかったり、年金額が減額になる場合がありますので、保険料の納め忘れにご注意ください。

国民年金の届け出

問 本 市民課(総合窓口) 🏠 市民係

こんなとき		必要なもの
加入	国民年金に初めて加入するとき	<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳(すでにお持ちの方)
	会社をやめたとき	<input checked="" type="checkbox"/> 年金手帳 <input checked="" type="checkbox"/> 資格喪失証明書等

※上記の手続きには本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)が必要です。

保険料の免除

問 本 市民課(総合窓口) 🏠 市民係

経済的な理由や失業などで保険料の納付が困難な方には、一定の要件がありますが保険料が免除される制度があります。保険料の免除を受けた期間も年金の受給資格期間となり、その期間の老齢基礎年金額は、免除内容に応じて受給年金額に反映されます。

なお、免除承認後10年以内に、保険料の追納をすることができます。

3年目以降に追納する場合は、一定率を乗じた金額が加算されますのでご注意ください。

学生納付特例

問 本 市民課(総合窓口) 🏠 市民係

学生本人の所得が一定以下の場合、在学中の保険料を後払いすることができる制度です。特例を受けた期間は、老齢年金を受けるための資格期間には含まれますが、受け取る年金額の計算には算入されません。

なお、学生納付特例承認後10年以内に、保険料の追納をすることができます。

3年目以降に追納する場合は、一定率を乗じた金額が加算されますのでご注意ください。

国民年金基金

問 全国国民年金基金 ☎️ 0120-65-4192

国民年金に加入している方には、会社員などのような国民年金の上乗せの年金がありません。そこで、その差を埋めるためにできた公的な年金制度が「国民年金基金」です。

国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者(付加年金加入者を除く)が加入できます。



Kuki City
Photogallery



桜(南栗橋7丁目)



桜(南栗橋スポーツ広場付近)